平成２２年（フ）第３０７５号
名古屋市名東区宝が丘153番地　エボルシオン東光Ｂ101号
破産者　早瀬　**隆紀**
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７３号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西108、住民票上の住所名古屋市緑区尾崎山１丁目415番地　シャトレ緑ケ丘106号
破産者　服部　英夫
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９号
愛知県瀬戸市平町２丁目114番地の２
破産者　野口　光治
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字羽根西29番地、開始決定時の住所名古屋市西区中小田井２丁目288番地　エスポワール中野301号
破産者　溝口　　茂
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４４号
名古屋市西区又穂町１丁目16番地の２　シャトーレ三栄２Ｂ号
破産者　ブームタウンこと　木下　栄吉
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1304番地
破産者　佐藤　利也
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２７号
佐賀県杵島郡白石町大字福田1579番地４　タウンヴィレッヂ１－３号
破産者　小野　麻美
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１７８号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1112番地
破産者　中山　昭彦
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３８５８号
札幌市清田区里塚１条２丁目３番８―101号
破産者　池内　宏彰
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２０号
仙台市若林区今泉２丁目５番51号　ベルグラン今泉Ⅲ―101、開始決定時の住所仙台市若林区今泉２丁目５番43号
破産者　千葉　正司
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
茨城県水戸市根本３丁目851番地の２
破産者　川又　　勉
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
茨城県ひたちなか市東大島４丁目11番６号
破産者　笠井　正光
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８０号
茨城県常陸大宮市上大賀648番地
破産者　赤津眞喜雄
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
茨城県牛久市牛久町2482番地２　飯島住宅103、前住所茨城県牛久市南６丁目６番地27
破産者　越立　秀人
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2510番地３、破産手続開始時の住所埼玉県吉川市きよみ野２丁目14番地　１号棟101
破産者　島嵜　公夫
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
埼玉県吉川市大字三輪野江2213番地２、旧住所埼玉県三郷市上彦名333番地68
破産者　阪井　允彦
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
埼玉県春日部市備後東２丁目10番９号ニューハイツモリタＢ―101、旧住所埼玉県春日部市上蛭田26番地４
破産者　佐々木正子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
埼玉県児玉郡美里町大字沼上711番地
破産者　逸見　京子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５３号
山梨県甲斐市西八幡1464―１サンハイツ小松106号、申立時の住所山梨県北杜市長坂町日野613番地
破産者　山坂　一昭
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係